

品川区3歳児健康診査実施要綱

制定 昭和62年3月25日区長決定
昭和62年4月 要綱第19号
改正 平成9年1月 要綱第7号
改正 平成11年7月 要綱第96号
改正 平成12年3月 要綱第55号
改正 平成16年3月 要綱第39号
改正 平成21年3月 要綱第39号
改正 平成27年3月 要綱第20号

(目的)

第1条 この要綱は、3歳児に対し身体面および精神発達面および歯科の健康診査を実施し、適正な指導および措置を行うことにより、幼児の健全な育成を図ることを目的とする。

(実施機関)

第2条 実施機関は、品川、大井、荏原の各保健センター（以下「センター」という。）とする。

(対象)

第3条 3歳児健康診査事業の対象は、次に掲げる者とする。

- (1) 区内に住所を有する幼児
- (2) 実施時期において満3歳をこえ、満4歳に達しない幼児

(実施方法)

第4条 3歳児健康診査事業は、毎月健康診査日を定め、年間を通じて実施する。

- (1) センターの所長（以下「所長」という。）は、次により対象者の把握に努めること。

- ア 住民基本台帳
- イ 転出入の届出票
- ウ 母子健康手帳住所変更届
- エ その他の関係資料

- (2) 通知方法は、個別通知による。

- (3) 健康診査内容は、次のとおりとする。

- ア 問診
- イ 視覚・聴覚検診
- ウ 身体測定
- エ 尿検査（蛋白、糖、潜血）
- オ 診療
- カ 歯科健診

キ 心理判定

ク 保健指導

(事後措置)

第5条 健康診査の結果により次の事項に留意のうえ措置する。

(1) 来所者に対する措置

ア 要治療者に対しては、専門医療機関での受診を勧奨する。

イ 要精密健診者に対しては、3歳児精密健康診査受診票(第1号様式)を交付し、契約医療機関での受診を勧奨する。

ウ 要経過観察者に対しては、適宜来所を求めて経過観察健康診査を行う他、訪問等により指導する。

(2) 未来所者に対する措置

訪問等により適切な保健指導を行う。

(記録)

第6条 健康診査結果および指導事項は、母子健康手帳および母子健康管理票に記録する。また事業実施状況は、3歳児健康診査実施記録を作成し、整備しておく。

2 心理相談結果については、経過観察健康診査心理判定票日報を作成する。

(報告)

第7条 所長は、健康推進部長に、本事業の実績について、地域保健事業報告、母子保健事業 報告により報告するものとする。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、細目で定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。